

大阪市子育て援助活動支援事業の届出に関する要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号。以下「法」という。）第 59 条第 12 号に規定する事業に係る、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 69 条の届出に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、子育て援助活動支援事業とは、法第 59 条第 12 号において規定する事業をいい、大阪市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき実施される事業をいう。

(事業開始の届出)

第3条 本市の市域において、子育て援助活動支援事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業開始の日から 1 か月以内に社会福祉法第 67 条第 1 項の各号に掲げる事項を、子育て援助活動支援事業開始届（様式第 1 号）により、市長に届け出なければならない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から 1 か月以内に、その旨を、子育て援助活動支援事業変更届（様式第 2 号）により、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第5条 事業者は、子育て援助活動支援事業を廃止しようとするときは、廃止の日から 1 か月以内に、その旨を、子育て援助活動支援事業廃止届（様式第 3 号）により、市長に届け出なければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(届出に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行時点で、現に子育て援助活動支援事業を行っている者の事業開始の届出については、第 3 条の規定に関わらず、この要綱の施行の日から起算して 3 か月以内に行わなければならぬ。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。